

# 令和2年度 倉敷市立倉敷西小学校 いじめ問題対策基本方針

## いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は、年間件数にとどまっておらず、比較的落ち着いた人間関係を築けていると思われる。高学年になるにつれて携帯電話やスマートフォンの所持率も高く、通信機能が付いているゲーム機の所持率は、学年によっては80%を越えており、ネットいじめだけでなくネットトラブルに巻き込まれる危険性もある。
- ・アンケート調査と教育相談により、いじめ問題の実態把握に努めているが、未然防止をより強く推進するために、保護者への啓発と連携を密にして学校をあげていじめを許さない取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見と適切な対応のため教職員研修の充実も必要不可欠である。

## いじめ問題への対応の基本的な考え方

- ・学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、生徒指導部員、養護教諭が参画し、それぞれの立場から実践的ないじめ解決のための取組を行う。また、児童の生活実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者への啓発文章配付等を実施し、児童への教育推進を図る。
  - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる場を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
  - ・いじめている児童への指導だけでなく、周りの児童に対しても「いじめは絶対ゆるさるることはない」という毅然とした態度で取り組む。
  - ・教師と児童との温かい人間関係を基盤として児童の気持ちを受け止め、共感的に理解する。
  - ・児童の体験活動や、児童を取り巻く人間関係を豊かにする長期的な指導と援助を行う。
  - ・いじめの早期発見のために教育相談週間前にアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- 〈重点となる取組〉
- ・教育相談において、児童の悩みや思いを丁寧に聞き取り、トラブルを生まない良好な人間関係を築いていこうとする意欲の高揚を図る。
  - ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で児童の実態に応じてSNSの利用を含めた情報モラルに関する授業を計画的に実施する。
  - ・人権・生徒指導連絡会における情報交換で、教職員全員で児童の様子を共通理解し、早期に対応を目指す。

### 保護者・地域との連携

#### 〈連携の内容〉

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学級懇談やPTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員や保護者、地域住民の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめ問題についての啓発文書を保護者に配布する。
- ・学年だより等に、いじめ問題等の各種相談窓口やスクールカウンセラー等の紹介を掲載し、活用を促す。

### 学 校

#### いじめ問題対策委員会

##### 〈対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- 〈対策委員会の開催時期〉
- ・年3回開催(学期1回)
- 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼で伝達。
- 〈構成メンバー〉
- ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、人権教育担当、生徒指導部員、養護教諭、担任、学年主任
- ・校外 スクールカウンセラー PTA会長

#### 全教職員

### 関係機関等との連携

#### 〈連携機関名〉

- ・倉敷市教育委員会
- 〈連携の内容〉
- ・いじめ問題に関する相談
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭、教務主任、生徒指導主事
- 〈連携機関名〉
- ・倉敷警察署
- 〈連携の内容〉
- ・非行防止教室の実施、情報の共有
- 〈学校側の窓口〉
- ・生徒指導主事

## 学校が実施する取組

- ① いじめ防止
- 〈教員研修〉
  - ・校内指導体制を確立し、児童の人命尊重の態度・人権尊重の意識・自己指導能力の育成に努める。また、教職員の指導力向上のため、いじめ問題への取り組みの基本姿勢を研修する。
  - 〈保護者啓発〉
  - ・講師を依頼し、ネット利用の現状と利用上の留意点についての研修を行ったり、各種たより(学校だより・生徒指導だより・学年だより)で啓発していく。
  - 〈児童会活動〉
  - ・代表委員会において、児童主導のいじめ防止の意識を高めるための話し合いや取組を進める。
  - 〈居場所作り〉
  - ・日頃の授業や学級経営・学校行事の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、児童の人命尊重の態度自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
  - 〈情報モラル教育〉
  - ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。
- ② 早期発見
- 〈実態把握〉
  - ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の定期教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。
  - ・月1回の人権・生徒指導連絡会での情報共有。
  - ・地域や家庭・関係機関との連携を密にし、情報収集に努める。
  - 〈相談体制の確立〉
  - ・日頃から担任や教職員に相談しやすい雰囲気と関係をつくり、チャンス相談の取組を行う。また、スクールカウンセラーの活用促進を図るとともに、全教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行うように努める。
  - ・校外の相談機関窓口について児童・保護者に対する周知や広報を継続して行う。
  - 〈情報共有〉
  - ・児童の気になる変化があった場合、5W1Hの記録用紙に経過を記録し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
  - 〈家庭への啓発〉
  - ・早期のいじめ認知につながるよう、家庭での児童の様子やSNSを含むネットの利用実態等を見るポイントを載せた文書を配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
- ③ いじめへの対応
- 〈いじめの有無の確認〉
  - ・児童がいじめを受けているとの情報を得たり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認をする。
  - 〈いじめへの組織的対応の検討〉
  - ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。
  - 〈いじめられた児童への支援〉
  - ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、該当児童及びその保護者に対して支援を行う。
  - 〈いじめた児童への指導〉
  - ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響が大きいことに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、状況を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
  - 〈周辺児童への働きかけ〉
  - ・いじめがあったことを認識していたかどうかを確認し、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また、同調していた児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ・当事者だけの問題でなく、全体の問題として考えられるよう話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
  - 〈継続的な支援〉
  - ・解決したように見られる事例でも経過観察をし、該当児童がよりよい関係を築いていけるように、必要な指導を継続的に行っていく。